

第3節 新たな都市空間の形成を図る

現状と課題

本市の山砂利採取地域は、市域全体の約13%（約420ヘクタール）を占めており、その荒廃した跡地の修復や早期利用をはじめ、埋め立て事業における安全確保とあわせて、山砂利採取の拡大を防止し、跡地利用を促進することが本市にとって大きな課題となっています。そのため、平成15年度から東部丘陵地整備計画の策定に着手しており、整備手法の具体化や地権者である山砂利採取事業所の意思の醸成により、実現性のある整備計画を策定し早急に行っていくことが必要となっています。

また、東部丘陵地の開発に欠くことのできない新名神高速道路については、西日本高速道路株式会社により整備されることとなり、「城陽～八幡」間においては既に事業が再開されています。近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として本市の潜在能力を向上させるためにも「城陽～大津」間についても早期着工を関係機関へ継続して要望を行っていく必要があります。

基本方針

山砂利採取跡地における自然災害の防止や生活環境の保全とともに、東部丘陵地整備計画の策定と早期実現化をめざします。

新名神高速道路の整備により、工業や流通機能の強化をはじめ、広域交通の利便性の向上や「ヒト・モノ・情報」の活発な交流をめざします。

まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の	10年後の	めざすべき
				目標	目標	目標
埋立て搬入土量	建設発生土の搬入量	千m ³	686	686	686	
東部丘陵地利用面積	山砂利採取跡地の利用面積（暫定利用含む）	ha	28.2	-	99	420
新名神高速道路の整備進捗率	城陽～八幡間の事業実施額 / 同区間工事予算額	%	-	-	100	100

主な施策の展開

(1) 山砂利採取跡地の埋立て事業の安全の確保

土砂の崩壊、流出などによる自然災害の防止や生活環境の保全を図るため、城陽市山砂利採取地整備公社の一元管理により埋立てや盛土の安全管理の強化に努めます。また、地下水など自然環境の保全を図るため、搬入土砂の安全確保の徹底や巡視の強化に取り組みます。

(2) 東部丘陵地整備計画の策定と推進

山砂利採取跡地の早期利用を実現するため、東部丘陵地整備計画を策定し、安全な埋立て事業の着実な実施により、北幹線道路や先行整備地区の段階的整備を推進します。なお、東部丘陵地整備計画の実現までの間については、山砂利採取跡地の有効利用を図るため、暫定利用の推進を図ります。

(3) 山砂利採取の拡大防止

「城陽市砂利採取および土砂などの採取又は土地の埋め立て等に関する条例」に基づき山砂利採取の拡大を防止するとともに、砂利採取の認可申請にあたっては事前協議を実施し、協定書の締結を行います。

(4) 新名神高速道路の整備促進

新名神高速道路の早期着工と建設を関係機関に要望するとともに、市として事業に対し積極的に協力を行います。また、市のまちづくり計画と新名神高速道路の整備との調整や建設に関わる協議を行います。

市民まちづくりワークショップからの提言

市民の役割(例示)

山砂利事業所および地区内に土地を有する地権者が、東部丘陵地整備計画の策定と推進に全面的に協力する。

新名神高速道路の建設や周辺のまちづくりに協力する。

市が行うまちづくりや都市基盤整備を理解し協力をする。